

奈良県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中  
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ  
た。

平成二十一年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	今井 義治	天理市九条町一二九
〃	大封 實	〃 六〇―三
〃	安井 義昌	〃 一二三―二
〃	東田 邦種	〃 一〇〇
〃	大封 隆	〃 八二
〃	今井 三好	〃 一三〇
監事	喜多 敏夫	〃 一二四
〃	松岡 俊行	〃 一二一―一

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	大封 保	天理市九条町九〇
〃	上田 義秀	〃 六七―二
〃	今井 繁	〃 六八
〃	喜多 茂	〃 一三九
〃	上田 博通	〃 一二〇
〃	喜多 定夫	〃 八三
監事	今井 義治	〃 一二九
〃	安井 義昌	〃 一二三―二